

岡山エコ事業所の認定基準



ゼロエミッション事業所

次の4項目全てを実施していることが必要です。

1 環境管理システムの構築

次の内容を含む環境管理システムが構築されていること。

- 環境方針の策定 ● 環境関連法規制の把握と遵守 ● 従業員に対する環境教育の実施、訓練
- 環境管理責任者と環境管理組織体制の設置 ● 環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し ● 定期的な内部監査の実施

「ISO14001」「エコアクション21」等の第三者認証を取得していることが望ましいですが、上記6項目の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していても適合となる場合があります。

2 廃棄物の排出抑制及び循環的利用

事業場内から発生する廃棄物の排出の抑制及び循環資源の循環的な利用を行っていること。

- 1 排出抑制等に関する基本方針を策定し、その方針に基づいた取組を行っていること。
- 2 排出抑制等に関する方針の中で、成果指標、成果目標値及び目標達成時期を設定していること。
- 3 排出抑制等の取組の実績を把握していること。

削減目標等を達成している事業所については、その状況を維持継続することを目標としてもかまいません。

3 環境報告書等の公表

環境管理システムの構築の状況、排出抑制等に関する基本方針及び排出抑制等の取組の実績について、環境報告書等により定期的に公表していること。

事業者の事業年度と合わせて、環境報告書のほか、ホームページや事業所内の掲示板等で、原則として毎年1回公表していることが必要です。

4 関連法令遵守

生活環境保全関連法令を遵守していること。

遵守とは生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないことです。



申請書
提出先

ゼロエミッション事業所部門は
県庁の循環型社会推進課へ
提出してください。

【循環型社会推進課】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL.086-226-7306



一般事業所

次の4項目全てを実施していることが必要です。

1 環境管理システムの構築

次の内容を含む環境管理システムが構築されていること。

- 環境方針の策定 ● 環境関連法規制の把握と遵守 ● 従業員に対する環境教育の実施、訓練
- 環境管理責任者と環境管理組織体制の設置 ● 環境目的、目標、計画の策定、点検、見直し ● 定期的な内部監査の実施

「ISO14001」「エコアクション21」等の第三者認証を取得していることが望ましいですが、上記6項目の内容を含んだ環境管理システムを自社で構築していても適合となる場合があります。

2 再生品等のグリーン調達

再生品等環境にやさしい物品等のグリーン調達が実施されていること。

- 1 調達方針を策定し、その方針に基づいた調達を行なっていること。調達方針は、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類(特定調達品目)及びその判断基準、特定調達品目の調達目標等について定めていること。
- 2 特定調達品目については、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」に掲げる6分類の品目(※)のうち3以上の品目について設定していること。
- 3 調達の実績については、前年度(又は前事業年度)の調達実績を特定調達品目ごとに集計していること。

特定調達品目については、「岡山県再生品の使用促進に関する指針」に定める判断基準を満たしたものである必要があります。

3 環境報告書等の公表

環境管理システムの構築の状況、グリーン調達の調達方針及び調達実績をとりまとめた環境報告書等を作成し、定期的に公表していること。

事業者の事業年度と合わせて、環境報告書のほか、ホームページや事業所内の掲示板等で、原則として毎年1回公表していることが必要です。

4 関連法令遵守

生活環境保全関連法令を遵守していること。

遵守とは生活環境保全関連法令に基づく行政処分を過去3年間受けていないことです。



申請書
提出先

一般事業所部門は
県庁の循環型社会推進課へ
提出してください。

【循環型社会推進課】

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL.086-226-7306

※6分類の品目…「岡山県再生品の使用促進に関する指針」の中で使用を促進すべき再生品として次の6分類を指定しています。詳しくは県循環型社会推進課に照会いただくか、循環型社会推進課のホームページを御覧ください。①紙類 ②文具類 ③機器類 ④制服等 ⑤資材(公共工事関連資材) ⑥その他(食品用器具、梱包材、炭化製品等)



小売店

次に掲げる14の取組のうち、**判断基準1**「再生品の販売及び表示による販売促進」及び **判断基準14**「生活環境保全関連法令の遵守」を含む**7項目以上**を実施していることが必要です。

判断基準 1 必須

再生品を販売するとともに、その旨の表示をするなどして積極的に販売促進に取り組んでいること。
※再生品の販売コーナー、店頭等に再生品の使用促進の表示を行っていること。

判断基準 2

再生品の品目ごとの販売実績を把握し、公表していること。

判断基準 3

岡山県エコ製品の普及への協力を行っていること。
※岡山県エコ製品の販売・制度紹介、パンフレット配布、店内放送等。

判断基準 4

容器包装(トレイ、包装紙等)へ再生品を使用していること。
※容器包装が再生品である旨を表示していること。

判断基準 5

広告チラシ、ポスター等へ再生紙を利用していること。
※広告チラシ・ポスター等が再生紙である旨を表示していること。

判断基準 6

詰め替え商品の販売を行っていること。
※商品が詰め替え商品である旨を表示していること。

判断基準 7

リターナブル容器の商品の販売を行っていること。
※リターナブル容器の商品である旨を表示していること。

判断基準 8

販売した商品の容器包装類を店頭回収していること。
※空き缶、空き瓶、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の容器包装を店頭回収していること。

判断基準 9

商品の簡易包装、省包装又ははだか売りを行うことにより、包装材の削減に取り組んでいること。

判断基準 10

買い物袋や買い物かごの持参を呼びかけるなど、レジ袋の削減に努めていること。
※店内に表示していること。

判断基準 11

生ゴミ、ダンボール等、店から出る廃棄物の減量化、資源化に取り組んでいること。

判断基準 12

商品の量り売り、バラ売りを行っていること。

判断基準 13 NEW

未利用食品を活用するための活動を行っていること。
※未利用食品をフードバンクに提供していること。
おかやまフードトリップの利用登録をしていること。

判断基準 14 必須

生活環境保全関連法令を遵守していること。
※生活環境保全関連法令に過去3年間違反していないこと。

申請書
提出先

小売店部門は所在地を
管轄する県民局環境課へ
提出してください。

【備前県民局環境課】

〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

TEL.086-233-9805

【備中県民局環境課】

〒710-8530 倉敷市羽島1083

TEL.086-434-7007

【美作県民局環境課】

〒708-8506 津山市山下53

TEL.0868-23-1227

○同一業者が複数の店舗の申請を一括して行う場合は、申請者(本社等)の所在地を管轄する県民局へ提出してください。申請者(本社等)の所在地が県外の場合は、循環型社会推進課に御相談ください。